

を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは、「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12 第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十二第六項（事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」と、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十二第六項（事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十二第六項（事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に要する事項は、政令で定める。

13 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する事業化設備等に係る第四項に規定

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)  
する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に  
関し必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

**第六十八条の十三** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第三項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額）を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

**第六十八条の十三** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第三項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限

金額をいう。) を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

2・3 省略

2・3 同上

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。)において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項又は第二項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十五第五十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるはず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

5 省略

7|6|5|4 同上

8 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十八条の十三第一項若しくは第二項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金

度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

別控除)の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは、「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

9 第四項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一條の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項(連結納稅の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項(連結納稅の承認を取り消された場合の法人税額)に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第五項に定めるもののほか、第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

#### 第六十八条の十四 省略

2 特定中小連結法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条並びに次条第六項から第八項まで

額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十三(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは、「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の十三(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

8 第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

#### 第六十八条の十四 同上

2 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項から第四項まで、第六項、第六十八条の九、第六十八条の十第一項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、前条並びに次条第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一

、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」といふ。（）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五当該特定経営革新設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定め結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額はるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。）を物品貸業を當む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供した経営革新設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した経営革新

条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五当該特定経営革新設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の税額控除限度額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。）を物品貸業を當む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供した経営革新設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した経営革新

設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額) 及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額 (当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額) を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。) を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4・5 省略

6 第三項に規定する経営革新設備 (連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十第三項に規定する経営革新設備を含む。) につき第三項の規定 (連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する経営革新設備にあつては、同項の規定) の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度 (同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度)において、当該経営革新設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該経営革新設備を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合 (当該経営革新設備の灾害による著しい損傷その他他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。) には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所 得に対する法人税の額から控除された金額 (第四十二条の十第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額) のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日

設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額) 及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額 (当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額) を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。) を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4・5 同上

6 第三項に規定する経営革新設備 (連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十第三項に規定する経営革新設備を含む。) につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度 (同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度)において、当該経営革新設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該経営革新設備を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合 (当該経営革新設備の灾害による著しい損傷その他他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。) には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該経営革新設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額 (第四十二条の十第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額) のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものと除く。）を加算した金額とする。

8 第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人について、適用しない。

7 第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

13|12|11|10|9|

省 略

12|11|10|9|8|

同 同 上

第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十四第六項又は第七項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十四第六項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十四第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に

八十二条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四第六項及び第七項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する経営革新設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項に規定する情報通信機器等（以下この条において「情報通信機器等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を作成して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を作成して、これを国内にある当該連結親

掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第六項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する経営革新設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条において「それぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を作成して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を作成して、これを国内にある当該連結親法人（以下この項において「特定中小連結親法人」とい

法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む連結事業年度（当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該特定情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

う。）が、指定期間に内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで及び第六項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十三並びに前条第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分之七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 | 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その償借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各中小連結子法人のリース税

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。

この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品販賣業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供していいる場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

6 1 第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十一第三項に規定する減価償却資産を含む。）につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、前条第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれららの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受け

81

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合に、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む連結事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。）における前項の規定については、当該各号に定める金額は、当該各号に掲げる場合に該当する連結親法人又は当該各号に掲げる場合に該当する連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。）その事業の用に供した特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十

た場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9  
第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10

第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一条の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一条に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」

に相当する金額

二 当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間

内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品貸貸業を営む者から契約により第七項に規定する賃借をして、情報通信機器等（その賃借に要する費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この号において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は前条第三項の規定（当該特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は第四十二条の十第三項の規定）の適用を受けたものに係る場合を除く。）その事業の用に供してリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

10 第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあっては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第六項又は第七項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第八項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げる連結法人に該当するものが、当該各号に定める各連結事業年度において、第七項又は第九項第一号に規定するリース情報通信機器等（連結事業年

どあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは、「ま

でに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十一第一項第二号中の「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは、「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。第六項の規定のある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十五第六項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十五第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 13 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他の第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

度に該当しない事業年度又は第四十二条の十一第二項に規定する特例対象事業年度等において事業の用に供した同条第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。)の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額(第四十二条の十一第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれららの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額)のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 リース情報通信機器等につき第七項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供したリース情報通信機器等にあつては、第四十二条の十一第七項の規定)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人 当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度(同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了日の翌日以後に開始した各連結事業年度)

二 第九項に規定する適用年度(平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の十一第九項に規定する適用年度)において第九項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額(同条第九項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。)につき第八項の規定(同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額

にあつては、同項の規定) の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人

当該適用年度後の各連結事業年度。

12

連結子法人

人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六項から第八項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものと除く。）を加算した金額とする。

13 第一項から第四項まで、第六項から第八項まで及び第十一項の規定は、これら

の規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれららの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

14 第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15 第四項の規定は、連結確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

16 第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。こ

の場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

17

第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一条の三に規定する連結確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する單体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一条に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一条の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

18]

第六項から第八項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「(一)の款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び

租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

19

第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

20 第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十七項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

#### （特定設備等の特別償却）

第六十八条の十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下

#### （特定設備等の特別償却）

第六十八条の十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下

この項において「基準取得価額」という。)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。)との合計額とする。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当するものは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その基準取得価額に乗ずべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合とする。

法 人	資 産	割 合
一・二 省略	省略	省略
三 政令で定める海上運送業を営む連結法人	当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶及び機械その他の設備	百分の十六 (当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの (以下この号において「外航船舶」という。) で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの (外航船舶を除く。) については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防

法 人	資 産	割 合
一・二 同上	同上	同上
三 同上	百分の十六 (当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの (以下この号において「外航船舶」という。) で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの (外航船舶を除く。) については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防	百分の十六 (当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの (以下この号において「外航船舶」という。) で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの (外航船舶を除く。) については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防

止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。）

四省略	省略	省略
-----	----	----

## 2 省略

### （関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成十七年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を作成し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十四（建物及びその附属設備については、百分の十三）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 省略

### （特定中核的民間施設等の特別償却）

第六十八条の十八 連結親法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成十四年四月一日から平成十

止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の十とする。）

四同上	同上	同上
-----	----	----

## 2 同上

### （関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を作成し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十五（建物及びその附属設備については、百分の十三）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 同上

### （特定中核的民間施設等の特別償却）

第六十八条の十八 連結親法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成十四年四月一日から平成十

七年三月三十一日までの間に、第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合は、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定中核的民間施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の取得価額の百分の七（当該特定中核的民間施設が第四十三条の三第一項第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 次の表の各号の第一欄に掲げる連結親法人が、当該各号の第二欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	計 画	資 産	割 合
一 山村振興法第 十二条第五項に 規定する認定法 人である連結親 法人（地方公共 团体の出資又は 拠出に係る連結 号において「保全 めのもの」	同条第一項の認定 (同条第五項の認 定を含む。)に係 る同条第一項に規 定する保全事業等 の計画（以下この のうち政令で定 めるもの）	当該保全事業等 の計画に記載さ れた建物及びそ の附属設備並び に機械及び装置 百分の十五（建 物及びその附 属設備については 百分の六）	

五年三月三十一日までの間に、第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合は、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定中核的民間施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の取得価額の百分の七（当該特定中核的民間施設が第四十三条の三第一項第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 次の表の各号の上欄に掲げる連結親法人が、当該各号の中欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該各号の下欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

法 人	計 画	資 産
一 山村振興法第十二 条第五項に規定する認定 法人である連結親法人 (地方公共団体の出資 又は拠出に係る連結 法人で政令で定めるも のに限る。)	同条第一項の認定 (同条第五項の認定を 含む。)に係る同条 第一項に規定する保 全事業等の計画（以 下この号において「 保全事業等の計画」 のもの）	当該保全事業等の計画に 記載された建物及びそ の附属設備並びに機械及び 装置のうち政令で定める